



苫小牧市役所 > 市政情報 > 財政 > 入札・契約関係のお知らせ > 契約書類・各種情報等 > 入札に係る様式・マニュアル

ツイート いいね! 0

入札に係る様式・マニュアル

入札・契約心得及び、入札時に提出する様式・書類等を掲載致します。

PDF [建設工事に係る入札事務マニュアル\(1.31 MB\)](#)

入札(見積)に係る様式

JV(指名競争用)申請書 様式

1. **doc** [入札参加資格審査申請書・審査結果通知書\(26.50 KB\)](#)
2. **doc** [共同企業体協定書\(両面印刷\)\(28.00 KB\)](#)

辞退届 様式

辞退届 様式

| | |
|-------|--|
| 工事契約用 | (1) xls 一般競争入札用(事前連絡した場合)(15.00 KB) |
| | (2) xls 指名競争入札用(事前連絡した場合)(15.00 KB) |
| | (3) xls 事前連絡しなかった場合(15.00 KB) |
| 物品契約用 | (1) xls 事前連絡した場合(13.50 KB) |
| | (2) xls 事前連絡しなかった場合(22.50 KB) |

印刷積算内訳書 様式

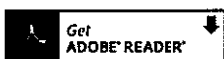
印刷積算内訳書 様式

| | |
|--------|----------------------------------|
| 予算担当課用 | xls 参考見積書に添付用(46.00 KB) |
| 契約課用 | xls 見積書・入札書に添付用(46.00 KB) |

清掃警備積算内訳書 様式

清掃警備積算内訳書 様式

| | |
|--------|-------------------------------|
| 参考見積用 | (1) xls 清掃業務(40.00 KB) |
| | (2) xls 警備業務(40.00 KB) |
| 入札・見積用 | (1) xls 清掃業務(40.00 KB) |
| | (2) xls 警備業務(40.00 KB) |



PDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない場合は、左の"Get AdobeReader"アイコンをクリックしてください。

お問い合わせ

財政部契約課
電話：工事契約担当:0144-32-6216、物品契約担当:0144-32-6223
[フォームからのお問い合わせ \(リンク\)](#)

共同企業体協定書

第1条（目的） 当共同企業体は、苫小牧市発注に係る次の委託業務（当該委託業務内容の変更に伴う委託業務を含む。以下「業務」という。）の履行（附帯する事業を含む。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（業務名）

第2条（名称） 当共同企業体の名称は、次のとおりとする。

共同企業体（以下「企業体」という。）

第3条（事務所の所在地） 当企業体の事務所の所在地は、次のとおりとする。

第4条（成立及び解散の時期） 当企業体は、この協定の締結の日に成立し、業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することはできない。ただし、苫小牧市長及び構成員の同意のもとに、これを延長又は短縮することができる。

2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

第5条（構成員の住所及び名称） 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

本店所在地

商号・名称

本店所在地

商号・名称

本店所在地

商号・名称

第6条（代表者の名称） 当企業体は、次の者を代表者とする。

商号・名称

第7条（代表者の権限） 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、苫小牧市長及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

第8条（構成員の出資の割合等） 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

| | | |
|----------|-------|---|
| 構成員商号・名称 | 出資の割合 | % |
|----------|-------|---|

| | | |
|----------|-------|---|
| 構成員商号・名称 | 出資の割合 | % |
|----------|-------|---|

| | | |
|----------|-------|---|
| 構成員商号・名称 | 出資の割合 | % |
|----------|-------|---|

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

第9条（運営委員会） 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

第10条（構成員の責任） 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

第11条（取引金融機関） 当企業体の取引金融機関は、次のとおりとし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

第12条（決算） 当企業体は、業務完了のとき、当該業務について決算するものとする。

第13条（利益金の配当の割合） 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

第14条（欠損金の負担の割合） 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

第15条（権利義務の譲渡の制限） この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

第16条（業務途中における構成員の脱退に対する措置） 構成員は、苫小牧市長及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員は、共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

第16条の2（構成員の除名） 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置） 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条の2（代表者の変更） 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

第18条（解散後のかし担保責任） 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあつたときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

第19条（協定書に定めのない事項） この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

当企業体の結成について、当事者全員は、上記の条項により協定する。

この協定を証するため、本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、1通を入札参加資格審査の申請のため苫小牧市長に提出する。

平成 年 月 日

住 所
商号・名称
代 表 者 _____ 印

住 所
商号・名称
代 表 者 _____ 印

住 所
商号・名称
代 表 者 _____ 印